会　議　記　録

会議名称		第１回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年７月 17 日（金）19 時～21 時 10 分
場　　所		小川ビル４階会議室
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課長：有吉　俊輔 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		資料１　杉並区プロポーザル選定委員会条例 資料２　杉並区委託事業プロポーザル実施取扱要綱 資料３　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会委員名簿 資料４　選定委員会の運営について 資料4別紙　利害関係確認チェックシート 資料５　スケジュール（案） 資料６　杉並区放課後等居場所事業の現況について 資料７　杉並区放課後等居場所事業運営業務公募型プロポーザル実施要領（素案） 資料８　杉並区放課後等居場所事業運営業務公募型プロポーザル実施要領別冊(素案) ※当日席上配布
会議次第		１　あいさつ ２　委嘱状交付 ３　委員紹介 ４　会長の選出、会長職務代理（副会長）の指名 ５　選定委員会の運営について ６　放課後等居場所事業の現況について ７　プロポーザル実施要領について ８　その他
会議の結果及び主要な発言		１　会議の結果 ○会長は野澤氏、会長職務代理は松沢氏とした。 ○事務局から選定委員会の運営、放課後等居場所事業の現況、プロポーザル実施要領について説明した後、各委員からの意見等を聴取した。 ○各委員からの意見等を踏まえて、「資料７　杉並区放課後等居場所事業運営業務公募型プロポーザル実施要領（素案)」（以下「実施要領」という。)、「資料８　杉並区放課後等居場所事業運営業務公募型プロポーザル実施要領別冊(素案)」（以下「実施要領別冊」という。）について、一部文言修正を行うこととした。 ○主な意見 ・「実施要領３参加資格（６）」に、「東京都内に主たる事務所を有する法人」とあるが、都内に限定する特段の理由がないのであれば、より多くの事業者から提案を受けられるように東京都に隣接する４県（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）に拡大すべき。

	・「実施要領別冊様式７企画提案書（１）②」に、子どもの権利擁護を踏まえた対応ができているか確認するための設問を追加すべき。 ・「実施要領別冊様式７企画提案書（12)」に被措置児童虐待とあるが、家庭内虐待の話なのか施設職員による虐待の話なのかわかりづらいため、施設内ということがわかる文言に修正すべき。 ・「実施要領別冊様式７企画提案書（２)」に区の関係機関とどう連携を図るか確認する設問を追加すべき。 ・「実施要領別冊Ⅱ委託契約１委託料等」に堀之内小学校放課後等居場所事業の委託料として、執務スペースの賃借料等を含めた金額が記載されているが、賃借料等の金額を明確に記載すべき。 【決定事項】 ○実施要領等について、以下の修正を行うこととした。修正に当たっては、事務局が修正案を作成し、内容の承認は、会長に一任することとした。 ・「実施要領３参加資格（６)」を「令和８年４月１日現在、東京都及び隣接する４県（埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県）に主たる事務所を有する法人であり、」に修正する。 ・「実施要領別冊Ⅱ委託契約１委託料等」の堀之内小学校放課後等居場所事業の参考金額を、「常勤職員等人件費＋固定費（運営事務費・管理事務費・法人事務費）３４，０００，０００（非課税)、固定費（賃貸借料等）４，０００，０００（非課税)」に修正する。また、「※」を「学校内に執務スペースを確保することが困難であるため、堀之内小学校近隣地（学区域内または堀之内小学校の最寄り駅近隣含む）に賃貸借する執務スペースの賃借料、光熱水費、インターネット回線設置費・利用費を加算しています。」に修正する。 ・「実施要領別冊様式７企画提案書（１）②」に「（ウ）子どもの権利擁護の観点から、児童一人ひとりの意見や気持ちを尊重し、その最善の利益を確保するために、どのような視点に立った配慮や対応を図るか。」を追記する。 ・「実施要領別冊様式７企画提案書（２)」を「（イ）家庭内での児童の虐待が疑われる場合、どのような配慮や対応を図るか。」に修正する。また、「（ウ）（ア)、（イ）の対応に当たり、区の関係機関とどう連携を図るか。」を追記する。 ・「実施要領別冊様式７企画提案書（12)」を「施設内における児童への虐待や非違行為に関する取組」、「①」を「施設内における児童への虐待及び性被害の未然防止・早期発見　施設内における児童への虐待及び性被害の未然防止・早期発見について、職員等による事案を含め、どのように取り組む考えか。」、「②」を「施設内における児童への虐待及び性被害が疑われる場合又は発生した場合の対応並びに二次被害防止　施設内における児童への虐待及び性被害が疑われる場合又は発生した場合に、どのように対応し、二次被害を防止する考えか。」、「※」を「本項目における「児童への虐待及び性被害」には、法令上の被措置児童等虐待及び児童対象性暴力等に該当し得る事案を含むものとする。」に修正する。 ２　次回の開催日程 ・令和８年８月 27 日（木）19 時から、小川ビル４階会議室において開催する。

会　議　記　録

会議名称		第２回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年８月 27 日（木）19 時～20 時 40 分
場　　所		小川ビル４階会議室
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課長：有吉　俊輔 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		資料１　会議記録（案） 資料２　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定に関する評価基準について（案） 資料３　第一次審査（書類審査）評価表（素案） 資料４　第二次審査（視察審査）評価表（素案） 資料５　第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）評価表（素案） ※当日席上配布
会議次第		１　会議記録の確認について ２　評価基準について （１）第一次審査評価表 （２）第二次審査評価表 ３　その他
会議の結果及び主要な発言		１　会議の結果 ○事務局から会議記録、評価基準、第一次審査評価表及び第二次審査評価表について説明した後、各委員からの意見を聴取した。 ○係数を設けたほうがよい項目について意見も出たが、最終的に全体のバランスを考慮して「第一次審査（書類審査）評価表」は、特定の項目に係数を設けないこととした。 ○「第一次審査（書類審査）評価表」の「３　区内事業者への加点」について、判断書類の項目に「該当しない場合…０点」を追記することとした。 ２　次回の開催日程 ○第３回選定委員会は、第一次審査（書類審査）であるため、各委員から提出された日程を調整し、事務局から審査日程をすでに連絡済み。 ○第４回選定委員会は、令和８年９月 28 日（月）19 時から、小川ビル４階会議室において開催する。

会　議　記　録

会議名称		第３回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年９月７日（月）～令和８年９月 25 日（金）
場　　所		児童青少年センター（ゆう杉並）
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課長：有吉　俊輔 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		第一次審査評価表
会議次第		第一次審査（書類審査）
会議の結果及び主要な発言		【第一次審査】 ９月７日～９月 25 日にかけて、各委員が第一次審査評価表に基づく書類審査（評価）を行った。

会　議　記　録

会議名称		第４回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年９月 28 日（月）19 時～20 時 50 分
場　　所		小川ビル４階会議室
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		資料１　第２回会議記録（案） 資料２　第３回会議記録（案） 資料３　＜第一次審査＞採点結果表 資料3別紙　＜第一次審査＞評価結果（審査項目別） 資料４　第二次審査の実施内容等について（案） 資料4別紙　プレゼン・ヒアリングの進行について（案） 資料５　第二次審査（視察審査）評価表（案） 資料６　第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）評価表（案） ※当日席上配布
会議次第		１　会議記録の確認について ２　第一次審査通過法人の決定について ３　第二次審査の実施内容等について ４　第二次審査評価表の決定について ５　その他
会議の結果及び主要な発言		１　会議の結果 ○会議記録について確認し、了承した。 ○事務局から第一次審査（書類審査）の採点結果について説明を行い、採点結果に基づき第二次審査に進む法人３者を決定した。 ○第二次審査の実施内容について審議し、プレゼンテーション・ヒアリング審査の進行方法等を決定した。 ○第二次審査評価表（視察審査評価表及びプレゼンテーション・ヒアリング審査評価表）を決定した。 ○主な意見等 ・第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の評価表については、どの項目も重要と考えるため、係数は設けなくてよいのではないか。 ２　次回の開催日程 ○第５回選定委員会の第二次審査（視察審査）は、委員ごとに、令和８年 10 月 19 日（月）または 10 月 21 日（水）のいずれかの日程で実施する。 ○第６回選定委員会の第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）は、令和８年 10 月 31 日（土）13 時から、児童青少年センター（ゆう杉並）で開催する。

会　議　記　録

会議名称		第５回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年 10 月 19 日（月）、令和８年 10 月 21 日（水）13 時 50 分～16 時 55 分
場　　所		第一次審査を通過した事業者が運営する施設：3 施設
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課長：有吉　俊輔 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		＜第二次審査（視察審査）＞評価表
会議次第		第二次審査（視察審査）
会議の結果及び主要な発言		【第二次審査（視察審査）】 10 月 19 日、10 月 21 日に、各委員が＜第二次審査（視察審査）＞評価表に基づく審査（採点）を行った。 ※視察日は、委員によって異なる。

会　議　記　録

会議名称		第６回　杉並区放課後等居場所事業運営業務受託者候補者選定委員会
日　　時		令和８年 10 月 31 日（土）13 時 00 分～17 時 00 分
場　　所		杉並区児童青少年センター（ゆう杉並）２階　集会室
出席者	委員名	東京未来大学こども心理学部准教授：野澤　義隆 保護者：白石　義樹 保護者：田中　健次 保護者：新谷　由芽 児童福祉関係者：綱川　紫 児童福祉関係者：狩野　かおり 杉並区子ども家庭部長：松沢　智 杉並区子ども家庭部学童クラブ整備担当課長：千葉　俊明 杉並区子ども家庭部児童青少年課児童館運営係長：大塚　明日香
	事務局	子ども家庭部児童青少年課長：有吉　俊輔 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：松下　祐子 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当係長：田枝　知洋 子ども家庭部児童青少年課子どもの居場所づくり担当：川邉　夕葵
配布資料		＜第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）＞評価表 資料１　第４回会議記録（案） 資料２　第５回会議記録（案） 資料３　＜第二次審査＞採点結果表 資料４　審査結果表 ※当日席上配布
会議次第		１　第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング） ２　会議記録（第４回、第５回）の確認について ３　受託者候補者の選定について ４　その他
会議の結果及び主要な発言		１　会議の結果 ○第二次審査として、３事業者に対してプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施した。 ○第４回、第５回の会議記録の内容について確定した。 ○第二次審査結果及び、第一次審査点と第二次審査点の合計結果を事務局から説明し、選定委員会として、第一次審査点及び第二次審査点の総合計の６割以上を取得し、かつ最上位であった事業者を受託者候補者として選定することを決定した。 ○受託者候補者の辞退又は失格事由に該当した場合の対応については、次点事業者を候補者とすることを確認するとともに、必要な手続については会長に一任することとした。 ○主な意見等 選定した事業者に対する委員からの意見 ・子どもの意見をどのように日常的に拾い上げていくか、さらなる工夫を期待する。 ・受託施設数の増加により運営の質が低下しないよう、継続的な人材確保・育成に努めてほしい。 ２　その他 ○事務局から、選定結果の通知と結果の公表等について、スケジュールの説明を行った。